

## 門真市立四宮小学校解体工事監理業務 概要書

### 1. 業務名称

門真市立四宮小学校解体工事監理業務

### 2. 業務場所

門真市立四宮小学校 大阪府門真市四宮 2 丁目 8-1

### 3. 業務期間

契約締結日から工事監理業務の終了まで（1 カ年程度）

※工事の進捗に応じて業務期間を変更する可能性がある。

### 4. 監理対象工事

- (1) 工事名 : 門真市立四宮小学校解体工事  
 工期 : 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月（予定）  
 敷地面積 : 約 17,706 m<sup>2</sup>  
 工事概要 : 解体工事一式  
 対象建築物 : 下記表のとおり

主要な建物	主要構造	階数	面積	備考
校舎棟（北側）	R C	3 (一部 4)	約 3,500 m <sup>2</sup>	杭基礎
校舎棟（南側）	R C	3	約 2,200 m <sup>2</sup>	杭基礎
給食調理場	S	1	約 190 m <sup>2</sup>	杭基礎
屋内運動場	S	1	約 630 m <sup>2</sup>	
屋外運動場	-	-	-	
その他付帯施設	-	-	-	プール、倉庫、駐輪場、LPG 庫等
外構	-	-	-	

※なお、工事名・工期・工事内容は発注及び契約完了していないため、現時点の内容を示したものである。

### 5. 業務内容

- (1) 上記 4 の工事に係る監理業務  
 (2) 業務内容は、別冊 3-2「解体工事監理業務要領」、別冊 2-3「工事監理区分表」の受注者監督員業務及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築・電気設備・機械設備工事及び改修工事監理

指針（最新版）とする。

## 6. 配置技術者等の条件

### (1) 資格及び配置条件

- ア 解体工事の主任監督員は一級建築士であり、業務期間を通じて従事できること。また、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの過去10年間において、公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務を誠実に履行した実績があること。
- イ 配置した主任監督員について、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議の上変更を認めることがある。

### 配置技術者の条件（一覧）

配置技術者の条件	監理形態
	主任監督員
資格	一級建築士
工事監理実績	平成26年4月以降に、公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務

### (2) 監理形態

ア 本監理業務は次のとおりとする。

監理工事内容	監理態様		監理延べ日数 (延べ時間)	技師区分	備考
	配置人数	監理形態			
解体工事	1,000人日	業務期間を通じて	12.0ヶ月 (768時間)	技師C	主任監督員

※「業務期間を通じて」とは、業務期間中において監督員が現場に常駐せず、指示、助言又は検査立会などを行うために必要な時間のみ現場で監理を行うものとする。

## 7. 提出書類

- ①工事監理報告書(毎月)
  - ・工事進捗状況報告書
  - ・工事監理日誌
  - ・工事監理写真簿
  - ・工事進捗状況報告書
- ②各種打合せ記録
- ③その他市監督員が指示する書類

## 8. その他

- (1) 建築基準法に基づいて特定行政庁が行う中間検査及び完了検査がある場合、その申請手数料は本業務の委託料には含まない。

- (2) 本業務には、周辺自治会・近隣住民等との調整業務が含まれる。
- (3) 工事監理にあたっては、市監督員、工事施工者との十分な調整・確認を行いながら進めること。
- (4) 工事の進捗状況や発生する騒音振動・周辺の状況等によって、土曜・日曜・祝日の監理業務が発生する場合がある。この場合、委託料は契約金額の範囲とする。
- (5) 工事進捗により契約期間を変更する場合がある。
- (6) 工事に係る設計図書を十分理解したうえで工事監理業務にあたること。

#### 9. 特記事項

- (1) 監理対象工事は、契約完了していないため、本契約締結に至らなかった場合は中止されることがある。
- (2) 「監理対象工事の請負代金額の変更について」  
市監督員の指示により監理対象工事受注者から請負代金額の変更請求（工事請負契約書第 26 条の規定によるものを含む）があった際、変更額の算定等について、関係資料の作成、確認、照合、審査等を行うこと。